



鳥取県公報

平成15年11月28日(金)
号外第152号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(68)(職員課)..... 3
 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
 条例の一部を改正する条例(69)(＃).....23

——— 公布された条例のあらまし ———

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

給料月額を引き下げることとした。(別表第1～別表第5関係)

(2) 初任給調整手当の改正(第7条の3関係)

1月当たりの支給限度額を次のとおり引き下げることとした。

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 30万7,900円(現行 31万1,400円)

イ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員(アの職員を除く。) 5万200円
(現行 5万800円)

(3) 扶養手当の改正(第8条関係)

配偶者に係る扶養手当の月額を1万3,500円(現行 1万4,000円)とすることとした。

(4) 住居手当の改正(第9条の5関係)

職員の所有に係る住宅(これに準ずるものを含む。)に係る住居手当の月額を1,500円(現行 2,500円)に引き下げることとした。ただし、当該住宅が職員その他人事委員会規則で定める者によって新築又は購入された場合は、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は2,500円とすることとした。

(5) 期末手当の改正(第16条の4関係)

ア 平成15年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き下げることとした。

職 員 の 区 分		改 正 後	現 行
再任用職員以外の職員	特定幹部職員以外の職員	100分の145	100分の170
	特定幹部職員	100分の125	100分の150
再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の75	100分の90
	特定幹部職員	100分の65	100分の80

イ 平成16年4月1日以降の期末手当の支給割合を次のとおり改めることとした。

支 給 月	職 員 の 区 分		改 正 後	改 正 前
6 月 期	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の140	100分の155
	以外の職員	特定幹部職員	100分の120	100分の135

12月期	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の75	100分の85
		特定幹部職員	100分の65	100分の75
	再任用職員 以外の職員	特定幹部職員以外の職員	100分の160	100分の145
		特定幹部職員	100分の140	100分の125
	再任用職員	特定幹部職員以外の職員	100分の85	100分の75
		特定幹部職員	100分の75	100分の65

(6) 調整手当の改正(第9条の4関係)

ア 調整手当の支給対象となる地域からそれ以外の地域に異動した職員等に対して引き続き調整手当を支給する措置(以下「調整手当の支給延長」という。)は、異動等の前日に在勤していた公署に引き続き6月を超えて在勤していた場合(当該場合との権衡上必要があると認められる場合を含む。)に限ることとした。

イ 調整手当の支給延長を受けることができる期間の上限を2年(現行 3年)に短縮することとした。

ウ イの期間のうち2年目の調整手当の支給割合を、異動等の前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合に減じることとした。

(7) 通勤手当の改正(第10条関係)

ア 通勤のため交通機関等を利用する職員(自動車等を併用する職員を含む。)に対する通勤手当は、6月を超えない範囲内で月を単位として人事委員会規則で定める期間を単位として支給することとした。

イ アの通勤手当の1月当たりの上限額を5万5,000円(現行 5万円)に引き上げることとした。

ウ アの通勤手当について、交通機関等の運賃等相当額が4万5,000円を超える場合は、運賃等相当額と4万5,000円との差の2分の1に相当する額を4万5,000円に加算した額を通勤手当の支給額としていた措置を廃止することとした。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定(第6条関係)

任期付研究員の給料月額を引き下げることとした。

(2) 期末手当の改正(第7条関係)

ア 平成15年12月期に支給する期末手当の支給割合を100分の160(現行 100分の180)に引き下げることとした。

イ 平成16年度以降6月期に支給する期末手当の支給割合を100分の160(改正前 100分の170)に、12月期に支給する期末手当の支給割合を100分の170(改正前 100分の160)に改正することとした。

3 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定(第4条関係)

特定任期付職員の給料月額を引き下げることとした。

(2) 期末手当の改正(第5条関係)

ア 2の(2)のアと同様の措置を講ずることとした。

イ 2の(2)のイと同様の措置を講ずることとした。

4 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1の(6)のアに準ずる措置を講ずることとした。(第4条の2関係)

5 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1の(6)のアに準ずる措置を講ずることとした。(第8条の2関係)

6 施行期日等

(1) この条例は、平成15年12月1日から施行することとした。ただし、1の(5)のイ、(6)及び(7)、2の(2)のイ、3の(2)のイ、4、5並びに(2)は、平成16年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

1 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 期末手当の改正(第3条関係)

ア 平成15年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160(現行 100分の180)に引き下げることとした。

イ 平成16年4月1日以降の期末手当の支給割合を次のとおり改めることとした。

支給月	改正後	改正前
6月期	100分の160	100分の170
12月期	100分の170	100分の160

(2) 給料又は報酬の額を引き下げることとした。(別表関係)

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

(1) 給料の上限額を引き下げることとした。(第2条関係)

(2) 期末手当の改正(第2条関係)

ア 平成15年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160(現行 100分の180)に引き下げることとした。

イ 平成16年4月1日以降の期末手当の支給割合を次のとおり改めることとした。

支給月	改正後	改正前
6月期	100分の160	100分の170
12月期	100分の170	100分の160

3 施行期日

この条例は、平成15年12月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のイ及び2の(2)のイは、平成16年4月1日から施行することとした。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第68号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>30万7,900円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万200円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>31万1,400円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万800円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については<u>1万3,500円</u>、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については1万1,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については<u>1万4,000円</u>、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については1万1,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。</p> <p>4 略</p>
<p>(住居手当)</p> <p>第9条の5 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>1,500円</u>(当該住宅が当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあつ</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条の5 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>2,500円</u></p>

ては、当該新築又は購入がなされた日から起算して
5年を経過するまでの間は2,500円)

(3) 略

3 略

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の145を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の75を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の65を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

(3) 略

3 略

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級	11級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
再任用職員 以外の職員	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	-	231,000	267,000	286,400	306,100	327,100	357,500	392,000
	2	156,700	172,100	198,500	238,900	276,000	295,800	315,900	337,200	367,700	403,900
	3	163,300	179,300	206,600	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800
	4	170,400	188,400	214,700	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900
	5	177,400	198,300	222,000	265,700	303,500	324,900	346,000	367,700	397,800	437,400
	6	185,900	205,700	229,400	274,600	312,400	334,900	355,900	377,800	407,500	446,900
	7	195,600	213,100	236,700	283,700	321,200	344,800	365,700	387,600	417,200	456,400
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400
	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900
	12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400
	13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	470,500	508,000
	14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	429,800	452,200	478,700	515,300
	15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500
	16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700	
	17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700	
再任用職員 以外の職員	18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	498,600	
	19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700		
	20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400		
	21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000		
	22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800			
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000				
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400				
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700					
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700					
	27	329,700	351,800	389,000	417,900						
	28	334,600	357,200	394,800	421,100						
	29	338,200	361,900	398,300	423,900						
	30	341,800	366,300	401,300	426,700						
	31	345,600	370,800	404,200							
	32	349,400	373,300	407,100							
	33	351,700	375,900	410,300							
	34		378,400	413,100							
	35		381,000	415,800							
	36		383,500								
再任用職員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	-	311,100	404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
再任用職員 以外の職員	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
	40	361,400			
再任用職員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	-	270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
再任用職員 以外の職員	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任用職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	-	-	255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
	15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
32	306,600					
再任用職員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	-	295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
	10	350,700	428,600	469,000	525,700
	11	363,400	438,100	479,800	535,400
	12	375,800	447,200	490,100	544,300
	13	385,000	456,100	499,800	552,900
	14	393,800	464,800	509,500	561,500
	15	401,000	473,500	517,800	569,800
	16	405,700	482,000	526,200	578,200
	17	410,200	488,000	534,600	586,000
	18	412,700	492,900	541,200	592,500
	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21		503,800	557,000	
	22		507,300	561,600	
	23		510,700	565,700	
24		514,100	569,800		
再任用職員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	205,400	228,600	265,200	306,800	342,100
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300
再任用職員 以外の職員	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900	
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500	
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100	
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100		
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500		
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900		
	24		295,700	354,400	378,000			
	25		297,500	356,700	380,400			
	26		299,200	358,700	382,900			
	27		301,100	360,800	385,500			
	28		302,800	362,900				
	29			365,100				
	30			367,300				
再任用職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	25	283,900	336,800	378,600	398,900			
	26	288,000	340,700	381,900	402,200			
	27	291,500	344,000	384,900	405,100			
	28	294,600	347,000	387,700	407,500			
	29	297,100	349,700	390,500				
	30	299,200	351,800	393,200				
	31	301,000	353,800	395,500				
	32	302,900	355,700					
	33	304,800	357,600					
	34	306,700	359,700					
	35	308,600	361,800					
	36	310,500	364,000					
	37	312,300	366,300					
	38	314,400	368,500					
	39	316,300						
	40	318,400						
	41	320,200						
再任用職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条の4 第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員（人事委員会の定める職員を除く。）がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る調整手当の支給割合（第9条の2第2項各号に掲げる割合をいう。）以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（当該期間が1年を超える場合であって、第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において「支給延長期間」という。）給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該支給延長期間にさらに在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対</p>	<p>第9条の4 第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員（人事委員会の定める職員を除く。）がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る調整手当の支給割合（第9条の2第2項各号に掲げる割合をいう。）以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（以下「支給延長期間」という。）当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に在勤するものとした場合に第9条の2の規定により支給されることとなる調整手当（当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る調整手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の支給割合による調整手当）を支給する。ただし、当該職員が当該支給延長期間にさらに在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。</p>

する調整手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

2 略

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。以下この条において同じ。)につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ソ 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位

2 略

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を4万5,000円に加算した額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ソ 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えと

期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額及び同項の規定による額の合計額とする。

(1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号において同じ。)を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額

(2) 通勤(公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤に限る。以下この号において「特定通勤」という。)のため高速自動車国道その他の交通機関等(特別急行列車を除く。以下「高速自動車国道等」という。)で、その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下「高速自動車国道等特別料金等」という。)を負担することを常例とする職員(公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった当該職員で人事委員会規則で定めるものに限る。) 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の特定通勤に要する高速自動車国道等特別料金等の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数乗じて得た額(その者が2以上の高速自動車国道等を利

きは、5,000円)を4万5,000円に加算した額又は同号に掲げる額のいずれか多い額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額及び同項の規定による額の合計額とする。

(1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号において同じ。)を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額

(2) 通勤(公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤に限る。以下この号において「特定通勤」という。)のため高速自動車国道その他の交通機関等(特別急行列車を除く。以下「高速自動車国道等」という。)で、その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下「高速自動車国道等特別料金等」という。)を負担することを常例とする職員(公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった当該職員で人事委員会規則で定めるものに限る。) 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1月の特定通勤に要する高速自動車国道等特別料金等の2分の1に相当する額(その額が2万円を超えるときは、2万円)

用するものとして当該高速自動車国道等特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の高速自動車国道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(3) 略

4 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(3) 略

4 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の145を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の65、12月に支給する場合には100分の75を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の75を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の65を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>409,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>483,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>561,000円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>653,000円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>762,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>870,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>337,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>376,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>406,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>3～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の</p>	号 給	給料月額	1	<u>409,000円</u>	2	<u>483,000円</u>	3	<u>561,000円</u>	4	<u>653,000円</u>	5	<u>762,000円</u>	6	<u>870,000円</u>	号 給	給料月額	1	<u>337,000円</u>	2	<u>376,000円</u>	3	<u>406,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>414,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>489,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>568,000円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>661,000円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>771,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>880,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>340,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>380,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>411,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>3～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の</p>	号 給	給料月額	1	<u>414,000円</u>	2	<u>489,000円</u>	3	<u>568,000円</u>	4	<u>661,000円</u>	5	<u>771,000円</u>	6	<u>880,000円</u>	号 給	給料月額	1	<u>340,000円</u>	2	<u>380,000円</u>	3	<u>411,000円</u>
号 給	給料月額																																												
1	<u>409,000円</u>																																												
2	<u>483,000円</u>																																												
3	<u>561,000円</u>																																												
4	<u>653,000円</u>																																												
5	<u>762,000円</u>																																												
6	<u>870,000円</u>																																												
号 給	給料月額																																												
1	<u>337,000円</u>																																												
2	<u>376,000円</u>																																												
3	<u>406,000円</u>																																												
号 給	給料月額																																												
1	<u>414,000円</u>																																												
2	<u>489,000円</u>																																												
3	<u>568,000円</u>																																												
4	<u>661,000円</u>																																												
5	<u>771,000円</u>																																												
6	<u>880,000円</u>																																												
号 給	給料月額																																												
1	<u>340,000円</u>																																												
2	<u>380,000円</u>																																												
3	<u>411,000円</u>																																												

規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」とする。

規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。

第5条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「<u>100分の160</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の145</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関</p>	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関</p>

する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	404,000円
2	457,000円
3	514,000円
4	585,000円
5	668,000円
6	781,000円
7	913,000円

2～5 略

（給与条例の適用除外等）

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」とする。

する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	409,000円
2	462,000円
3	520,000円
4	592,000円
5	676,000円
6	790,000円
7	923,000円

2～5 略

（給与条例の適用除外等）

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。

第7条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会</p>

規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。

規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」とする。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(調整手当)</p> <p>第4条の2 調整手当は、この条例の適用を受けることとなった日の前日において職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第9条の2若しくは第9条の4、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第4条の2若しくは第4条の3若しくは病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第8条の2の規定により調整手当の支給を受けていた職員(企業管理規程で定めるものに限る。)又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給する。</p>	<p>(調整手当)</p> <p>第4条の2 調整手当は、この条例の適用を受けることとなった日の前日において職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第9条の2若しくは第9条の4、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年10月鳥取県条例第37号)第4条の2若しくは第4条の3若しくは病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年3月鳥取県条例第3号)第8条の2の規定により調整手当の支給を受けていた職員又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給する。</p>

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条の2 調整手当は、この条例の適用を受けることとなった日の前日において職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第9条の2若しくは第9条の4、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第4条の2若しくは第4条の3若しくは企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第4条の2の規定により調整手当の支給を受けていた職員(企業管理規程で定めるものに限る。)又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給する。</p>	<p>第8条の2 調整手当は、この条例の適用を受けることとなった日の前日において職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第9条の2若しくは第9条の4、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年10月鳥取県条例第37号)第4条の2若しくは第4条の3若しくは企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月鳥取県条例第39号)第4条の2の規定により調整手当の支給を受けていた職員又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第7条から第9条まで並びに附則第5項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(第1号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事委員会規則で定める。

(1) 職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第6条第4項の規定による給料月額

(3) 任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第4条第3項の規定による給料月額

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例若しくは職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第45号)附則第2項から第4項まで、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第6条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(調整手当に関する経過措置)

5 第3条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与条例第9条の4の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第3条の規定による改正後の給与条例第9条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の4第1項	場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)	場合
	いい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする	いう
	2年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間	3年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間又は当該異動等の日から平成18年3月31日までの間のいずれか短い期間
	当該異動等の日から1年を経過する	平成17年3月31日
第9条の4第1項第1号	同日以後1年を経過する日	平成17年3月31日

第9条の 4第1項 第2号	2年を経過する日までの期間	3年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間又は当該異動等の日から平成18年3月31日までの間のいずれか短い期間
第9条の 4第2項	前項	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第68号）附則第5項の規定により読み替えて適用される前項

(人事委員会への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第69号

特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前																									
<p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>		<p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。<u>ただし、一般職給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</u></p>																									
別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）		別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知 事</td> <td>月額 1,246,000円</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>月額 974,000円</td> </tr> <tr> <td>出 納 長</td> <td>月額 821,000円</td> </tr> <tr> <td>委 員 長</td> <td>月額 219,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	報酬又は給料の額	略		知 事	月額 1,246,000円	副 知 事	月額 974,000円	出 納 長	月額 821,000円	委 員 長	月額 219,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知 事</td> <td>月額 1,260,000円</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>月額 985,000円</td> </tr> <tr> <td>出 納 長</td> <td>月額 830,000円</td> </tr> <tr> <td>委 員 長</td> <td>月額 221,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	報酬又は給料の額	略		知 事	月額 1,260,000円	副 知 事	月額 985,000円	出 納 長	月額 830,000円	委 員 長	月額 221,000円
区 分	報酬又は給料の額																										
略																											
知 事	月額 1,246,000円																										
副 知 事	月額 974,000円																										
出 納 長	月額 821,000円																										
委 員 長	月額 219,000円																										
区 分	報酬又は給料の額																										
略																											
知 事	月額 1,260,000円																										
副 知 事	月額 985,000円																										
出 納 長	月額 830,000円																										
委 員 長	月額 221,000円																										

教育委員会の委員	委員(教育長である者を除く。)	月額	180,000円	教育委員会の委員	委員(教育長である者を除く。)	月額	182,000円
選挙管理委員会の委員	委員長	月額	165,000円	選挙管理委員会の委員	委員長	月額	167,000円
	委員	月額	131,000円		委員	月額	132,000円
監査委員	常勤の監査委員	月額628,000円を超えない範囲内において知事が定める額		監査委員	常勤の監査委員	月額635,000円を超えない範囲内において知事が定める額	
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額		102,000円	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員
人事委員会の委員	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額	262,000円	人事委員会の委員	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額	265,000円
	委員長	月額	219,000円		委員長	月額	221,000円
地方労働委員会の委員	委員	月額	180,000円	地方労働委員会の委員	委員	月額	182,000円
	会長	月額	219,000円		会長	月額	221,000円
収用委員会の委員	公益委員	月額	180,000円	収用委員会の委員	公益委員	月額	182,000円
	使用者委員及び労働者委員	月額	155,000円		使用者委員及び労働者委員	月額	157,000円
海区漁業調整委員会の委員	会長	月額	85,000円	海区漁業調整委員会の委員	会長	月額	86,000円
	委員	月額	69,000円		委員	月額	70,000円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額	58,000円	内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額	59,000円
	委員	月額	51,000円		委員	月額	52,000円
公安委員会の委員	会長	月額	51,000円	公安委員会の委員	会長	月額	52,000円
	委員	月額	45,000円		委員	月額	45,000円
専 門 委 員	委員長	月額	219,000円	専 門 委 員	委員長	月額	221,000円
	委員	月額	180,000円		委員	月額	182,000円
附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員	1日につき	17,000円以内		附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員	1日につき	18,000円以内	
	1日につき	10,200円以内			1日につき	10,300円以内	
鳥取県男女共同参画推進員	略	月額	131,000円	鳥取県男女共同参画推進員	略	月額	132,000円

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前</p>	<p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前</p>

6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額82万1,000円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、 <u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</u>	(給与) 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額83万円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 <u>ただし、一般職給与条例第16条の4第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</u>

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 略 2及び3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、 <u>6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</u>	(給与) 第2条 略 2及び3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、 <u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</u>

附 則

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

